

池袋副都心交通戦略推進事業
検討業務請負

プロポーザル実施要項

令和6年3月

豊 島 区

目 次

池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負プロポーザル実施要項	1
仕様書（案）.....	12
提出書類の作成に関する留意事項.....	17
提出図書様式集.....	21

池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、池袋副都心交通戦略推進事業検討業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、高度な専門性や企画力を有し、かつ豊富な知見と経験を有している事業者を選定するため、その選定手続きについて、豊島区プロポーザル方式実施取扱要綱第9条に基づき必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負

3 業務内容

現在、池袋地区では、『もっと歩きたくなる、「人」が主役のまち。ウォーカブル都市・池袋』をコンセプトとし、ウォーカブルなまちづくりを推進している。併せて「池袋副都心交通戦略 2020 更新版」でも、「過度に自動車に依存しない人中心の交通環境の実現」を目標に掲げ、様々な交通施策を進めている。

令和6年度は、令和5年度に取りまとめるロードマップを基に、池袋駅東口駅前再編に関する検討の深度化を図ることを目的とする。(12 ページ「仕様書(案)」参照)

※主な関連計画等（豊島区HPを参照）

- ・【豊島区】
「豊島区都市づくりビジョン」、「池袋副都心交通戦略 2020 更新版」、
「池袋駅コア・ゾーンガイドライン 2020」、「池袋駅コア整備方針 2024」
「池袋地区駐車場整備計画」、「池袋地区駐車場地域ルール」
- ・【池袋駅周辺地域再生委員会】
「池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン」、
「池袋駅周辺地域基盤整備方針 2018」
- ・【池袋地区駐車・まちづくりマネジメント検討協議会】
「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」
- ・【南北区道周辺荷さばきルール策定協議会】
「南北区道周辺荷さばきルール」

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

※単年度契約とし、履行状況が良好な場合は、原則として最長3年間、契約を継続することができるものとする。

5 参考事業規模

8,000,000 円程度（税込）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

6 事務局

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-4 5-1

豊島区都市整備部都市計画課街路グループ

電話 : 03-4566-2636（直通）

FAX : 03-3980-5135

メールアドレス : A0022603@city.toshima.lg.jp

7 参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の要件を満たす者とする。要件（3）以外の基準日は、参加意向申出書の提出日現在とする。

- (1) 豊島区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から受託候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 過去 2 年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、豊島区が経営不振の状態を脱したと認められた場合は除く。）にないこと。
- (6) 平成 25 年度以降に同種業務及び類似業務の実績をそれぞれ 1 件以上有すること。
なお、本件において、同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとする。

【同種業務】※以下の定義①②のうち、いずれか 1 つまたは両方の業務とする。

- ①「都市・地域総合交通戦略」に関する調査・検討業務
- ②鉄道駅（平均乗降人数 80 万人以上／日）の駅前広場の基本計画に関する調査・検討業務

【類似業務】※以下の定義③④のうち、いずれか 1 つまたは両方の業務とする。
ただし、同種業務にて選定した実績は除く。

- ③鉄道駅（平均乗降人数 30 万人以上／日）の駅前広場の基本計画に関する調査・検討業務

④地域のまちづくりガイドラインや地域の整備指針等の
検討や計画業務

(7) 共同企業体による提案については、妨げない。ただし、共同企業体に参画する企業すべてが、参加資格の(1)～(5)を満たすこと。また、構成員の数は任意とする。

共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として応募することはできない。

参加表明書の提出以降に共同企業体の構成員の変更及び追加を行う場合には、新たに本業務に参加することとなる構成員及び変更後の共同企業体の構成が、本業務の参加に必要な資格条件を満たしていることを証する書面を添えて申請のうえ、区の書面による承諾を得るものとする。

8 参加受付

(1) 受付期間：令和6年3月1日(金)午前9時～

令和6年3月14日(木)午後5時まで

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数
① 参加意向申出書 委任状(共同企業体の提案の場合)	様式1-1 様式1-2	1部
② 参加資格(6)に示す業務実績が確認 できる資料	任意様式	1部
③ 会社の概要がわかるパンフレット等	任意様式	1部

※上記提出書類一式を「参加意向申出書等」という。

(3) 参加意向申出書等の作成に関する留意事項は、17ページ以降「提出書類の作成に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 提出場所：事務局(豊島区都市整備部都市計画課街路グループ)

(5) 提出方法：持参または郵送(提出期限日時必着のこと。)

9 企画提案書の提出者の選定

参加意向申出書等を提出した者には、令和6年3月21日(木)以降に参加資格結果通知書により通知する。参加資格の要件を満たす者(以下、「提案者」という。)に対しては、プロポーザル関係書類提出要請書をあわせて通知する。

10 企画提案の内容

提案者は、業務実施方針、実施フロー、工程計画に加え、以下(1)～(3)のテーマについて提案する。

(1) 池袋地区で進めている、ウォークアブルなまちづくりの実現に向けた交通に関する評価及び課題(A4、2頁もしくはA3、1頁以内)

- ・池袋地区における「人」が主役のウォークアブルなまちづくり及び、「池袋副都心交通戦略」が目標として掲げている「過度に自動車に依存しない人中心の交通環境」を実現するために、「池袋副都心交通戦略」の対象エリアにおいて、交通関連で積極的に取り組むべきだと考えるポイントと方向性、また実現に向けた課題を記入してください。

(2) 池袋駅東口の駅前広場再編に関する事業推進に向けた課題抽出と対応方針

(A 4、4 頁もしくはA 3、2 頁以内)

- ・2027 年度の事業完了に向けて整備を進めている都市計画道路環状第 5 の 1 号線の開通後速やかに当再編事業を進め、池袋駅から街（地域）への人の流れを生み出すと共に、新たに創出する歩行者空間と広場を活用し、グラウンドレベルを大切にしながら継続的な地域の発展に繋げることが目標です。これを踏まえながら、池袋駅東口の駅前広場再編を実現していく上で想定される以下課題への対応方針について提案してください。また、下記以外で提案者が想定する課題と対応方針があれば同様に記入してください。

【想定課題】

- 駅施設と駅前広場の接続の在り方と整備後の駅前広場の使い方
- 多様な関係者（都・区・交通/商業事業者/地元関係者/来街者等）へのアプローチ及び協議・合意形成の進め方
(どのような流れ・手法で、理解醸成・合意形成を図るか)
- 当再編事業と関連計画（他官民事業）とのスケジュール・検討深度の差異を踏まえた事業連携の考え方
(計画の段階や整備手順（工程）が異なる公民の多様な事業を、どのようにつなげていくか)

(3) 池袋駅東口の駅前広場再編において必要となるデータの取得・分析方法、活用方針（A 4、2 頁もしくはA 3、1 頁以内）

- ・上記（1）（2）における課題・対応方針を踏まえ、当再編事業の検討・実現及び整備後の運用を行っていく上で、必要と想定されるデータの内容と、これを効率的・効果的に取得・分析していく方法について、これに係る費用の概算も併せて提案してください。またその取得・分析により、再編事業及びその完成後の運用に対して、どのように活用できるのか、活用方針も併せて提案してください。

11 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間：令和 6 年 4 月 5 日（金）午前 9 時～
令和 6 年 4 月 22 日（月）正午

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数
④ 提案者の同種・類似等の業務実績	様式 2	1 部

⑤	④で提出した業務実績が確認できる資料	任意 様式	1部
⑥	業務実施体制	様式3	1部
⑦	配置予定技術者 (管理技術者)の経歴	様式4	1部
⑧	配置予定技術者 (担当技術者)の経歴	様式4	1部
⑨	⑦で提出した管理技術者の 業務実績が確認できる資料	任意 様式	1部
⑩	企画提案書	様式5	提出者名有り(要押印) : 1部 提出者名無し : 12部
⑪	業務実施方針・業務フロー (令和6年度実施業務及び環 状第5の1号線開通までを示 すこと)	様式6	13部
⑫	特定テーマに対する提案	任意 様式	特定テーマごとに指定頁以内で 作成の上、各13部
⑬	工程計画	様式7	13部
⑭	参考見積	任意 様式	1部

※上記提出書類一式を「企画提案書等」という。

(3) 企画提案書等の作成に関する留意事項は、17ページ以降「提出書類の作成に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 提出場所：事務局（豊島区都市整備部都市計画課街路グループ）

(5) 提出方法：持参または郵送（提出期限日時必着）

- ・提出書類④～⑨については、角2サイズの封筒に入れ提出すること。
- ・提出書類⑩～⑬については、表の順に並べ、一部ずつ左上ホチキス綴りとする。
- ・⑭参考見積は、⑩企画提案書の提出者名が記載されたものに添付する。
- ・背表紙並びにファイル等を付加したものは不可とする。

12 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

参加資格及び業務実績、書類の様式に係る質問については、本要項公表から参加受付期間終了時（令和6年3月26日（火）午後5時）まで事務局に問い合わせても差し支えない。

企画提案書等に係る質問については、様式8「質問票」に質問の趣旨を箇条書きで簡潔に記入し、下記のとおり電子メールで行うこと。電話での質問には応じない。

なお、質問票の内容に疑義が生じた場合は、区が質問者へ電話で問い合わせをする場合がある。

宛 先：豊島区都市整備部都市計画課街路グループ

メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp

件 名：「池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負プロポーザル質問
(会社名)」

(2) 受付期間：令和6年3月21日(木)～

令和6年3月26日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

質問及び回答をとりまとめたうえで、令和6年4月3日(水)までに全提案予定者に対し電子メールにより通知する。

13 審査方法、評価基準及び結果通知

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負プロポーザル方式業者選定委員会設置要領(令和6年2月21日都市整備部長決定)に規定する区職員により構成する選定委員会が審査し、選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

企画提案書等を提出した全提案者を対象に書類審査を行う。一次審査の結果は、令和6年5月9日(木)以降、企画提案書等を提出した者に電子メールにより通知する。

(2) 二次審査(ヒアリングの実施)

企画提案書等の内容について、業務に実際に携わる配置予定の管理技術者及び担当技術者に対してヒアリングを実施し、審査する。時間・会場等の詳細については、一次審査合格者に対し、別途電子メールにより通知する。

なお、ヒアリングには、配置予定の管理技術者及び担当技術者、またその他業務の区分けに応じて、それぞれの分野の担当者が出席するものとする。

①二次審査日時：令和6年5月20日(月)～24日(金) 予定

②二次審査会場：豊島区内の指定会場。

③説明時間等：提案の説明は15～20分程度とし、その後10～20分程度の質疑を行う。説明にあたっては、企画提案書のみを使用するものとする。

(3) 評価基準及び配点

各審査項目について、以下の判断基準により評価を行う。

<一次審査>

審査項目		判断基準	配点
1. 業務の実施体制・実績	提案者の実施体制	①東京都電子自治体共同運営サービスの共同格付がAもしくは、Aを含む共同企業体である。 ②東京都電子自治体共同運営サービスの共同格付がBもしくは、Bを含む共同企業体である。 ③上記以外。	①3点 ②2点 ③1点
	提案者の業務実績	①平成25年度以降で、同種・類似業務の実績が5件以上。 ②平成25年度以降で、同種・類似業務の実績が3～4件。 ③上記以外。	①3点 ②2点 ③1点
	提案者の地域精通度	①豊島区内に本社もしくは営業所がある。または、豊島区発注の同種・類似業務の実績がある。 ②特別区もしくは、政令指定都市発注の同種・類似業務の実績がある。 ③上記以外。	①3点 ②2点 ③1点
	管理技術者の経歴と実績	①技術士（「都市及び地方計画」または「道路」）を有しており、かつ同種・類似業務を行った実績がある。 ②同種・類似業務を行った実績がある。 ③上記以外。	①3点 ②2点 ③1点
	配置技術者の実施体制	①平成25年4月以降に同種・類似業務を行った実績がある技術者が1名以上配置されるとともに、適切な実施体制が確保されている。 ②適切な実施体制が確保されている。 ③上記以外。	①3点 ②2点 ③1点
	小計		15点満点

審査項目		判断基準	配点
2. 業務実施方針	業務実施方針	○業務の目的、条件、内容を理解しているか。 ○業務実施上の配慮事項についての的確に把握しているか。 ○当区の特性を的確に把握しているか。	最高5点

	業務フロー	○検討の手順、方法及び方策に、実効性があるか。 ○状況の変化に的確に対応できる柔軟性、応用力のある提案となっているか。 ○本区の業務体制に沿った、業務の円滑な実施や推進に関する優れた提案があるか。	最高 5 点
	工程計画	○本業務を確実にかつ効果的に実施できるだけの業務量・工程が確保されているか。 ○各項目で想定される業務量が工程に反映され業務フロー、特定テーマと工程計画に整合性があるか。 ○再生委員会等の協議体を意識した項目、業務量及び実施時期となっているか。	最高 5 点
	小計		15 点満点
3. 企画提案書	特定テーマ	○提案について、的確性、実現性、独創性を総合的に考慮して評価。	各テーマ 最高 10 点 × 3 計 30 点
	小計		30 点満点
一次審査 小計			60 点満点

<二次審査>

審査項目	評価の視点	判断基準	配点
4. ヒアリング	専門能力、経験	○業務に関する高度な専門知識、経験が確認できるか。 ○社会経済情勢や国、東京都、他自治体に関する都市再生計画やまちづくりの動向に精通しているか。	最高 6 点
	提案内容の的確性	○区が要求する目的、条件及び内容に沿った提案となっているか。 ○説明が的確で、高度な知見を有することが確認できるか。 ○提案内容に対する根拠や経験に基づく裏付けが確認できるか。	最高 6 点
	業務推進体制	○本業務を滞りなく遂行できる技術者の配置、分担体制は十分か。 ○本業務を遂行する企画力、実行力が確認できるか。	最高 10 点
	業務への取組意欲	○業務に対する取組意欲が強く感じられるか。	最高 6 点

	コミュニケーション能力	○説明が簡潔かつ明快か。 ○態度が誠実で、応答がわかり易く、親しみを感じられるか。 ○質問の内容及び意図を的確に理解し、簡潔かつ迅速に応答できているか。 ○異なる意見や要請を適切な方向へと導き、まとめることができる調整能力を確認できるか。	最高 6 点
	総合評価	○一次審査及び二次審査の内容等を総合的に判断して評価。	最高 6 点
二次審査 小計			40 点満点
一次審査、二次審査 合計			100 点満点

14 受託候補者の特定等

- (1) 選定委員会において、一次審査及び二次審査の合計得点が高いものから、受託候補者、次席者とする。
- (2) 評価が同点となった場合は、二次審査の評価で優劣を判断する。二次審査も同点となった場合は、再度書類審査の評価を行い、優劣を判断する。
- (3) 評価が一定の水準に満たない時には選定委員会において選定しない場合もある。
- (4) 受託候補者等の特定は、令和 6 年 5 月 24 日（金）以降を予定している。

15 非選定理由に関する事項

- (1) 参加資格が認められなかった者、一次審査及び二次審査において選定されなかった者は、結果についての書面が通知された日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、書面により、苦情を申し立てることができる。
- (2) 上記（1）に基づき、苦情を申し立てられたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、書面により回答する。
- (3) 苦情申立書の請求、受付場所
事務局（豊島区都市整備部都市計画課街路グループ）

16 契約の締結等

- (1) 特定された受託候補者との協議が整った場合は、池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負の契約を締結する。
- (2) 受託候補者が辞退、又は特別な理由により受託候補者と契約締結できない場合は、次席者と契約交渉をする。なお、本委託業務の契約を辞退したことによって、以後の選定、競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。
- (3) 業務委託仕様書は、本要項及び企画提案書等をもとに協議を行い、作成する。
- (4) 契約時期は、令和 6 年 6 月中旬以降を予定。

17 プロポーザルの日程（予定）

令和6年2月26日（月）	第1回業者選定委員会
令和6年3月1日（金）	実施要項の公表
令和6年3月1日（金）午前9時～ 令和6年3月14日（木）午後5時まで	参加意向申出書等の提出
令和6年3月19日（火）	第2回業者選定委員会 ・参加資格の確認
令和6年3月21日（木）以降	参加資格確認結果通知書・プロポーザル 関係書類提出要請書の送付
令和6年3月21日（木）～ 令和6年3月26日（火）午後5時まで	企画提案書等に関する質問受付
令和6年4月3日（水）	質問回答
令和6年4月5日（金）午前9時～ 令和6年4月22日（月）正午まで	企画提案書等の提出
令和6年5月8日（水）	第3回業者選定委員会 ・書類審査
令和6年5月9日（木）以降	一次審査結果通知送付
令和6年5月20日（月）～24日（金）	第4回業者選定委員会 ・二次審査（ヒアリング）実施
令和6年5月24日（金）以降	二次審査結果通知送付
令和6年6月中旬以降	審査結果の公表・契約締結

18 その他

- (1) 参加意向申出書等及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 参加意向申出書等及び企画提案書等の作成・提出及びヒアリング等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加意向申出書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することができない。病休、死亡、退職、共同企業体の構成員の変更等極めて特別な場合により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (4) 提出された参加意向申出書等及び企画提案書等は返却しない。また、提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類の著作権は提案者に帰属するが、豊島区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、豊島区が複製を作成することがある。
- (7) 豊島区は選定された企画提案書の内容に拘束されない。

- (8) 参加者は本プロポーザルに関して、事務局以外の関係者と接触を図ってはいけ
ない。
- (9) この要項に定めるものの他、必要な事項については選定委員会が別に定める。

仕 様 書 (案)

1 名 称 池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負

2 業務目的

池袋駅周辺地域では、平成 27 年に特定都市再生緊急整備地域の指定を受けたことを契機として、区や地元企業などが参画する池袋駅周辺地域再生委員会を組織し、まちづくりの将来像を示す「池袋駅周辺地域まちづくガイドライン」及び「池袋駅周辺地域基盤整備方針 2018」（以下、「基盤整備方針 2018」という）をとりまとめている。また区では、この検討内容を行政計画として事前明示することを目的として「池袋駅コア・ゾーンガイドライン 2020」を策定すると共に、池袋地区の交通環境の目標像を示す「池袋副都心交通戦略」を「2020 更新版」として改訂した。令和 5 年度末には池袋副都心交通戦略に基づき、池袋駅東口駅前再編整備に関する検討スケジュール等をまとめたロードマップを取りまとめた。令和 6 年度以降は多くの関係者との協議を重ねながら課題の解決に向けて、このロードマップを適宜更新していく必要がある。

本業務は、「池袋副都心交通戦略 2020 更新版」が目標に掲げる人中心の交通環境を実現し、池袋地区で進められる「ウォークアブルなまちづくり」を助勢するため、令和 5 年度に作成したロードマップを基に、駅前広場の将来像の深度化や関連事業者との協議、地元に対する本事業への理解醸成活動を実施し、2027 年度に予定されている環状第 5 の 1 号線整備事業完了後、速やかに池袋駅東口駅前再編整備事業に着手できる態勢を整えていくことを目的とする。

3 履行期間 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 対象区域 池袋駅東口周辺地域

5 委託内容

(1) 池袋駅東口駅前広場再編（クルドサック化）に関する各種データの確認・整理・精査・更新等

池袋駅東口駅前広場再編に関する現状の保有データの整理、精査を行い、情報更新が必要なデータを検討するとともに、必要に応じてその更新を行う。

・池袋駅東口駅前広場再編整備の推進に必要なデータの抽出、整理及び更新

(2) 池袋駅東口駅前広場再編に関する在り方（機能・ゾーニング・動線等）の検討

駅前広場再編事業を推進するため、ロードマップを基に、駅前広場の在り方等に関する以下の検討を行う。なお、検討に際しては、別途池袋駅東口エリアにて進めら

れている民間都市開発事業等との連携に考慮するものとする。

- ・駅前広場再編による池袋駅東口エリアの交通機能への影響・対策の検討
- ・駅前広場の在り方（機能、ゾーニング、動線等）の検討
- ・地元関係者に対する本事業への意向確認と理解醸成に向けた協議
（意向確認手法・機会等）
- ・ロードマップの更新

（3）歩行者交通量調査（定点調査）

調査位置（断面）の歩道上等に調査員を配置し、観測断面を通過した歩行者・自転車の人数及び台数を、進行方向別・時間別にマニュアルカウンターを用いて計測し15分及び1時間毎に集計する。

- ・調査箇所：土曜日7断面、平日7断面（別図1を参照）
- ・調査日：令和6年10月～11月末の土曜日1日・平日1日
- ・調査時間：8～20時（12時間）

（4）本業務に係る検討組織等の運営支援

上記（1）～（2）の検討に関する下記の各検討組織の事務局として、各検討組織への出席、会議中における技術的助言、資料作成、当日資料の印刷、議事録作成を行い、会議運営を補助する。

- ・池袋周辺地域再生委員会交通検討部会（2回程度）
- ・池袋周辺地域再生委員会交通検討部会WG（4回程度）

（5）本業務に係る関係者協議

- ・上記（1）～（2）の検討に関する学識経験者協議、交通管理者協議、交通事業者協議等
（資料作成、協議立ち合い、議事録作成 12回程度）

（6）都市計画課との協議打合せ

都市計画課との協議打合せは、業務着手時、中間（4回）、成果品納入時の計6回とし、業務着手時および成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。

（7）成果品の作成

下記記載の通り、成果品を作成するものとする。

6 成果品

- 1) 報告書・参考資料 一式 各3部
- 2) 1)の電子データ（CD-R等） 2部

なお、各種デジタルデータを提出する場合は、必ずコンピュータウイルス対策の

ためのソフトウェア等でコンピュータウイルスに感染していない確認を行った上で提出すること。

3) 納入場所：豊島区都市整備部都市計画課

7 支払方法

検査合格後、請求日より起算して30日以内に一括で支払う。

8 その他

- 1) 受託者は契約後、調査計画書（作業工程表含む）を提出し、担当課と協議するものとする。また、履行期限までの間、区担当者及び池袋駅周辺地域再生委員会交通検討部会の会長・副会長との連絡を密にし、十分な協議を行うとともに、適宜進捗状況を報告すること。
- 2) 受託者は、作業工程を遵守するとともに、月毎及び区が求めた場合に進捗状況を報告する。また、各時点での評価を基に、調査計画の見直しの有無について検証するものとする。
- 3) 成果品は、すべて区に帰属する。受託者は区の許可無く成果品を公表及び貸与してはならない。
- 4) 受託者は、本業務における主任技術者及び担当者を定め、区に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。また、主任技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門、以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 5) 受託者は、本業務に関して区から貸与された情報その他知り得た情報を業務従事者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 6) 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 7) 本委託業務に必要な官公署その他に対する諸手続きは、受託者において処理すること。
- 8) 本委託業務のすべてを第三者に委託してはならない。ただし、受託業務の処理上必要であると認められる場合において、区の承認を受けたときは、受託業務の一部を再委託できるものとする。
- 9) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に支障がないようにすること。
- 10) 本委託業務の遂行により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。
- 11) 再開発準備組合など計画地内の開発予定者や地権者などと、区の指示に応じ連携すること。
- 12) 必要な調査がある場合には、本業務の範囲内で実施すること。

- 13) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。
なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。
また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎に来庁する場合の駐車場に掛かる費用については受託者の負担とする。
- 14) 測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、発注者の確認を受けたうえ、速やかに登録機関に登録申請すること。また、登録機関発行の「登録内容確認書」（旧称「業務カルテ受領書」）が届いた際は、その写しを速やかに発注者に提出すること。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 15) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年5月31日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- 16) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- 17) 本仕様書に定めのない事項または疑義を生じた事項等については、その都度担当課と協議の上、定めるものとする。

9 担当課 豊島区 都市整備部 都市計画課 都市基盤担当課 街路グループ
担 当：鷹野・足立・木下 TEL 03-4566-2636

別図 1

調査箇所位置図



提出書類の作成に関する留意事項

※「提出書類」とは、本要項 8 参加受付（2）提出書類、に掲げられている書類一式「参加意向申出書等」、及び 11 企画提案書等の提出（2）提出書類及び提出部数、に掲げられている書類一式「企画提案書等」を指す。

1 提出書類作成上の基本事項

本プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。本要項において記載した事項以外の内容を含む提出書類については、提案を無効とする場合があるので注意すること。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。

・無効となる提出書類の例

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (8) その他、選定委員会が不適格と認めるもの。

2 提出書類作成の注意事項

- (1) 提出書類は、別添の所定様式及び本留意事項に基づき作成する。
- (2) 用紙は片面印刷とする。
- (3) 印刷はカラーとしてもよい。
- (4) 文字サイズは 11 ポイント以上とする。
- (5) 提出書類作成の際に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

3 各様式等の作成に関する留意事項

(1) 参加意向申出書等

書類番号	作成に関する留意事項
① 参加意向申出書、委任状 様式 1-1 様式 1-2	・東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録の有無のいずれかに○をつけること。 ・整理番号欄は空白とすること。 ・共同企業体による提案の場合、様式 1-1 に幹事企業を記載する。また、様式 1-2 の委任状もあわせて提出すること。

<p>② 参加資格（6） に示す業務実績が 確認できる資料 任意様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績が確認できる資料としては、テクリス、契約書の写し及び仕様書の写しなどである。 ・事実関係について、関係者等に事業を確認する場合がある。
<p>③ 会社の概要がわ かるパンフレット 等 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の概要がわかるパンフレット等を提出する。パンフレットがない場合は、会社概要がわかる資料を提出する（製本されたものでなくても、構わない。）。
<p>④ 提案者の同種・ 類似等の業務実績 (様式2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務及び類似業務の定義は、本要項7参加資格（6）に記載のとおりとする。 ・地域業務とは、特別区または、政令指定都市での業務とする。また、都市の要件は、その業務の受注時を基準日とする。 ・地域業務については、豊島区発注の業務を優先して記入すること。また、実績の年度は問わない。同種・類似業務と同じ業務を記載しても構わない。 ・同種・類似業務は、合計5件までとする。業績数に応じ適宜欄の数を変更しても構わない。実績が5件に満たない場合は、空欄とする。 ・事実関係について、関係者等に事業を確認する場合がある。
<p>⑤ ④で提出した業 務実績が確認でき る資料 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績が確認できる資料としては、テクリス、契約書の写し及び仕様書の写しなどである。 ・事実関係について、関係者等に事業を確認する場合がある。
<p>⑥ 業務実施体制 (様式3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・氏名には、ふりがなをふること。 ・担当技術者欄は、必要に応じて適宜追加・削除すること。 ・共同企業体での提出の場合、各構成員の会社がわかるように、所属欄に会社名から記入すること。
<p>⑦ 配置予定技術者 (管理技術者)の 経歴 ⑧ 配置予定技術者 (担当技術者)の 経歴 (様式4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務、類似業務、地域業務の定義は、書類番号④提案者の同種・類似等の業務定義による。 ・技術者1名につき、1枚ずつ作成する。 ・●●には、管理又は担当を記入すること。 ・記載する資格は3つ以内とし、技術士資格（「都市及び地方計画」または、「道路」）を有する場合は、優先的に記入すること。 ・現在の所属の会社と異なる会社での業務実績の場合、当時の所属会社名も記載すること。 ・同種業務及び類似業務については、平成25年4月以降に受注した業務を記載すること。件数は、同種及び類似業務あわせて3件までとする。実績にあわせて、欄の数を変えて構わない。実績が3件に満たない場合

	<p>は、空欄で構わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域業務については、豊島区発注の業務を優先して記入すること。また、実績の年度は問わない。同種・類似業務と同じ業務を記載しても構わない。実績がない場合は、空欄で構わない。 ・事実関係について、関係者等に事業を確認する場合がある。 ※「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。
⑨ ⑦で提出した管理技術者の業務実績が確認できる資料 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績が確認できる資料としては、テクリス、契約書の写し及び仕様書の写しなどである。 ・事実関係について、関係者等に事業を確認する場合がある。
⑩ 企画提案書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者及び作成者欄を記入し押印した者を1部、提出者及び作成者欄を記入しないものを12部作成すること。 ・整理番号欄は空白とすること。 ・共同企業体による提案の場合、様式6の提案者に幹事企業を記載する。
⑪ 業務実績方針・業務フロー (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容により業務実施方針か業務フローのどちらかに○をつけること。 ・業務実施方針には、業務を実施する際の基本的な考え方、特に重視する業務実施上の配慮事項(特定テーマに記載する内容を除く。)等を簡潔かつ具体的に記述すること。 ・業務フローには、業務分担、取組体制、業務の実施手順や推進方策等について簡潔かつ具体的に記載すること。 ・提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。
⑫ 特定テーマに対する提案 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・各テーマにつき作成する。テーマ(1)・(3)はA4 2頁もしくはA3 1頁以内とする。テーマ(2)はA4 4頁もしくはA3 2頁以内とする。 ・特定テーマごとにタイトル欄、番号及び提案事項を記入の上、簡潔かつ具体的に記述すること。 ・文章での記載を原則とするが、概念図、簡潔な図面・図表、既往成果、写真、CG等を用いることは支障ない。 ・用紙は、縦・横どちらに使用しても構わない。ただし、どちらかに統一すること。 ・提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。
⑬ 工程計画 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程計画を具体的に記載すること。 ・実施回数等があるもの等補足が必要な場合は、備考欄を使用すること。 ・提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載し

	てはならない。
⑭ 参考見積 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務にかかる参考見積を作成し提出すること。 ・参考見積は、参考業務規模に比べて著しく乖離していると思われる場合、その妥当性について聴取することがある。 ・記載様式は特に定めない。

(様式1-1)

参 加 意 向 申 出 書

業務の名称 池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負

上記業務のプロポーザル方式に関して参加を希望しますので、必要書類を添えて参加意向申出書を提出します。

・東京電子自治体共同運営電子調達サービスの登録の有無 (有・無)

※有無のいずれかに○をつける

令和 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき 様

(提出者)

住 所

電話番号

会社名

代表者

印

(作成者)

担当部署

氏 名

F A X

E-mail

(様式1-2)

委 任 状

(各構成員の代表者から代表構成員の代表者への委任状)

委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任者 (応募者の構成員)	所在地 商号または名称 代表者名 印

※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加してください。

私たちは、下記の事業者を応募者の代表事業者とし、池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負に関し、下記の権限を委任します。

受任者 (応募者の 代表事業者)	所在地 商号または名称 代表者名 印
委任事項	1 審査書類の提出に関する件 2 応募辞退に関する件 3 応募及び提案に関する件

(様式2)

提案者の同種・類似等の業務実績

① 提出者			
② 同種・類似・地域業務経歴			
a. 同種業務名	業務概要	発注機関	履行期間 (元号表記)
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
b. 類似業務名	業務概要	発注機関	履行期間 (元号表記)
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
c. 地域業務名	業務概要	発注機関	履行期間 (元号表記)
			年 月から 年 月まで

注1：共同企業体で提出の場合は、提出者名に幹事会社名を記入し、各業務名欄に業務名と受注した構成員名を記入する。例：〇〇業務（××会社）

注2：同種・類似業務は、合計5件まで記載する。実績がない場合は、空欄とする。

注3；地域業務は、同種・類似業務と同じ内容でも可とする。また、実績年度は問わない。

(様式3)

業務実施体制

	ふりがな 氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	1)		
	2)		
	3)		

注：担当技術者の欄は、人数に応じて適宜追加・削除等すること。

(様式4)

配置予定技術者（●●技術者）の経歴

①氏名		③ 生年月日	
④ 所属・役職			
④保有資格等 実務経験年数（ ）年 ・（資格の種類（部門等）、登録番号、取得年月日） ・			
⑤ 同種・類似・地域・業務経歴			
a. 同種業務名	業務概要	発注機関	履行期間（元号標記）
(●●技術者として従事)			年 月から 年 月まで
(●●技術者として従事)			年 月から 年 月まで
b. 類似業務名	業務概要	発注機関	履行期間（元号標記）
(●●技術者として従事)			年 月から 年 月まで
c. 地域業務名	業務概要	発注機関	履行期間（元号標記）
(●●技術者として従事)			年 月から 年 月まで

注1：●●技術者には、管理技術者、担当技術者の各名称を記述する。

注2；地域業務については、豊島区発注の業務を優先して記入すること

(様式5)

整理番号

企 画 提 案 書

業務の名称 池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負

上記業務について企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

豊島区長 高際 みゆき 様

(提出者)

住 所

電話番号

会 社 名

代 表 者

印

(作成者)

担当部署

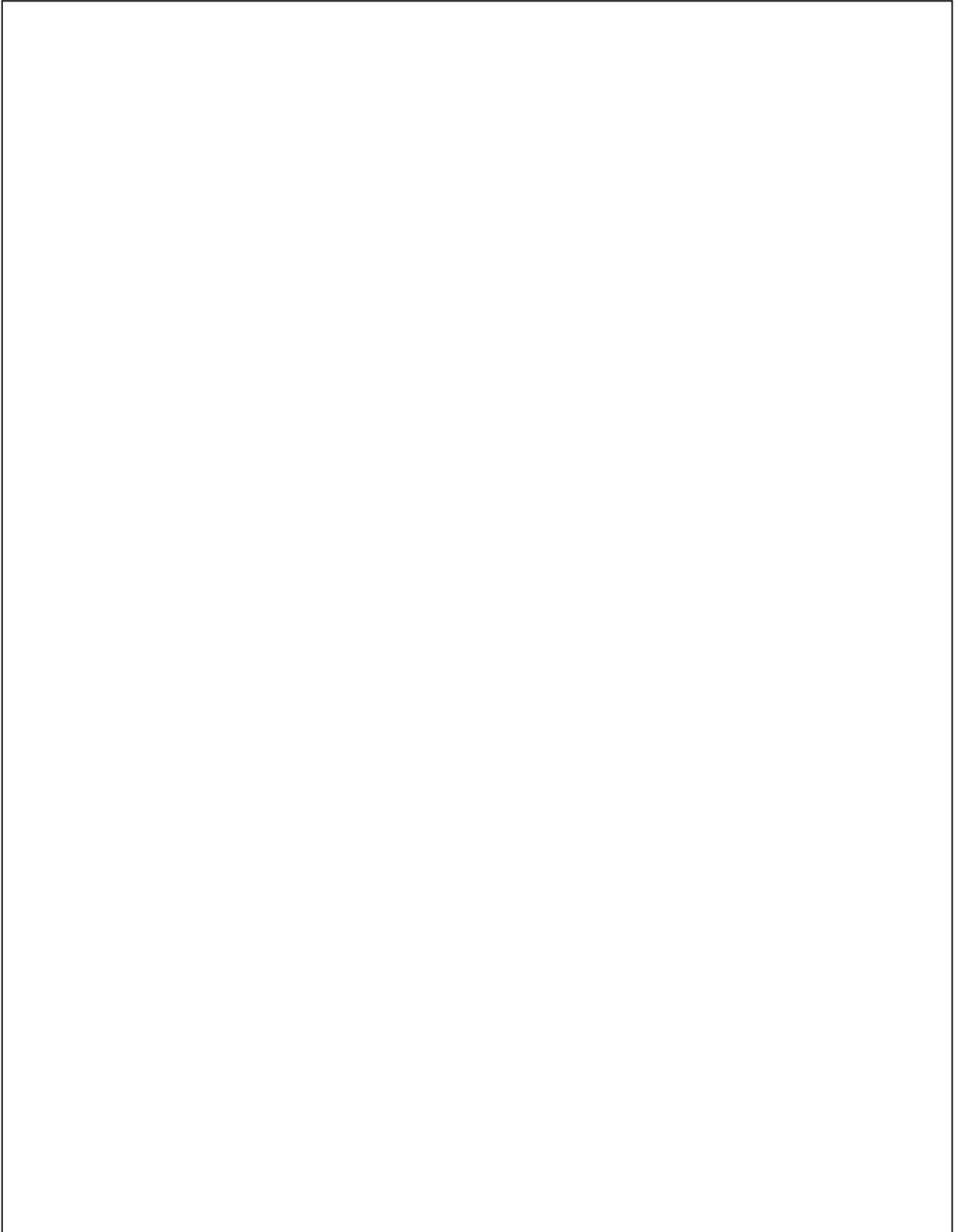
氏 名

F A X

E-mail

(様式6)

業務実施方針 ・ 業務フロー (どちらかに○をつける)



(様式7)

工程計画

検討項目	業務工程							備考
(1)								
(2)								
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								

注：検討項目は、業務の内容に応じて適宜追加・削除など設定すること。

(様式8)

池袋副都心交通戦略推進事業検討業務請負プロポーザル質問票

質問者 連絡先	会社名	
	部署	
	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	
質問事項		

池袋副都心交通戦略推進事業
検討業務請負プロポーザル実施要項

令和6年3月

豊 島 区

〒170-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区都市整備部都市計画課
街路グループ

電話：03-4566-2636（直通）

FAX：03-3980-5135

メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp